

目 次

第1章 保育の意義と制度.....	4
《第1節 保育の理念と概念》.....	4
《第2節 保育所保育》.....	5
《第3節 その他の保育の場》.....	8
《第4節 子ども・子育て支援新制度の概要》.....	10
《第5節 子ども・子育て支援新制度に位置づけられた主な事業等》.....	15
《第6節 保育士の資格と任務》.....	20
第2章 保育所保育指針における保育の基本.....	22
《第1節 保育所保育に関する基本原則等》.....	22
《第2節 子どもの発達》.....	26
《第3節 保育のねらい及び内容》.....	28
《第4節 健康及び安全》.....	32
《第5節 子育て支援》.....	33
《第6節 職員の資質向上》.....	35
第3章 子どもの理解に基づく保育の過程とその循環.....	36
《第1節 保育の計画》.....	36
《第2節 保育の記録と評価》.....	37
第4章 障害児保育.....	41
《第1節 障害児保育を支える理念》.....	41
《第2節 障害児その他特別な配慮を要する子どもの保育の実際》.....	43

第5章 保育の思想と歴史の変遷.....44

 《第1節 諸外国の保育の思想と歴史》 44

 《第2節 日本の保育の思想と歴史》 46

第6章 保育の現状と課題.....51

 《第1節 諸外国の保育の現状と課題》 51

 《第2節 日本の保育の現状と課題》 52

※ 各四角の枠内の同じ記号(A、B、C・・・)の()には、同じ語句が入ります。

※ 「認定こども園法」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」のことをいうものとします。

※ 「設備運営基準」における「保育士」は、国家戦略特別区域限定保育士事業実施区域内にある施設にあつては、「保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(いわゆる地域限定保育士)」と読み替えるものとします(設備運営基準33条1項等)。

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。
 また、ご自身でこのPDF教材を紙媒体に印刷し、弊社の許可なく頒布し、またはフリマアプリ・ネットオークション等に出品することは、弊社の知的財産権を著しく侵害する行為であり、これを固く禁止します。

<子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像>

子ども・子育て支援給付		(F)
子どものための教育・保育給付	① (A) 給付 ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、(B) 型） ・ 幼稚園 ・ 保育所 （これらの施設を「特定教育・保育施設」という。）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業等 全13事業
	② (C) 給付 ・ 家庭的保育 ・ 小規模保育 ・ 居宅訪問型保育 ・ (D) （これらの保育を「特定地域型保育」という。）	
	② (E) (子どものための現金給付)	
③ 子育てのための施設等利用給付		

9	<p>(A) 号認定・(B) 号認定を申請する場合（保育所等での保育を希望する場合は、「保育の必要な事由」（家庭において必要な保育を受けることを困難にするものとして(C) 令で定める事由）に該当することが必要である（保育の必要性）。「保育の必要な事由」は、小学校就学前子どもの(D) のいずれもが次のいずれかに該当することとされている。</p> <p>① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労なども含む） ② 妊娠、出産 ③ 疾病、障害 ④ 同居または長期間入院等している親族の(E) ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧ (F) やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、上記に類する状態として(G) が認める場合</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
---	--	--

10	<p>(A) は、「保育の必要な事由」に該当すると認める場合は、当該小学校就学前子どもについて (B) (保育標準時間または保育短時間) の認定を行う (子ども・子育て支援法20条3項)。</p>	□□□
11	<p>幼稚園等の利用を希望する場合 ((A) 号認定を申請する場合は、幼稚園等に直接利用申込みを行い、入園の内定を受けたうえで幼稚園等を通じて (B) に認定を申請し、幼稚園等を通じて (B) から認定証が交付されてから、幼稚園等と (C) する。</p>	□□□
12	<p>保育所等での保育を希望する場合 ((A) 号認定・(B) 号認定を申請する場合は、まず市町村に「(C)」の認定を申請して認定証の交付を受け、希望する保育所等に利用申込みを行い、市町村が (D) を行っただけで、保育所等と (E) する。</p>	□□□
13	<p>財政負担については、施設型給付では、市町村立施設の場合は市町村が (A) 負担し、私立施設の場合は国が (B)、都道府県・市町村が (C) ずつ負担する。 地域型保育給付では、公立・私立を問わず、国が (B)、都道府県・市町村が (C) ずつ負担する。</p>	□□□
14	<p>市町村は、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業に関し必要な (A) を行うとともに、必要と認められる場合には、利用者からの (B) に応じ、必要な助言または (C) を行うとともに、必要に応じて、設置者・事業者を利用の (D) を行うものとされている (子ども・子育て支援法42条1項、同法54条1項)。</p>	□□□
15	<p>市町村は、(A) に従って、地域子ども・子育て支援事業を行うものとする (子ども・子育て支援法59条)。 【地域子ども・子育て支援事業】 ① 利用者支援事業 ② 延長保育事業 ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ⑤ 放課後児童健全育成事業 (⑤～⑫は「児童福祉法」による) ⑥ 子育て短期支援事業 ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑧ (B) 事業 その他要保護児童等の支援に資する事業</p>	□□□

	⑨ （ C ） 事業 ⑩ 一時預かり事業 ⑪ 病児保育事業 ⑫ （ D ） 事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑬ （ E ）（「母子保健法」による）	
16	2016（平成28）年度より、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費および運営費の助成を行う（ A ）（仕事・子育て両立支援事業）が開始された（子ども・子育て支援法59条の2第1項等）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	市町村は、内閣総理大臣が定める（ A ）に即して、（ B ）年を1期とする「（ C ）」（教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の（ D ）の確保その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画）を定めるものとされている（子ども・子育て支援法61条1項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	都道府県は、内閣総理大臣が定める（ A ）に即して、（ B ）年を1期とする「（ C ）」（教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の（ D ）の確保その他「子ども・子育て支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画）を定めるものとされている（子ども・子育て支援法62条1項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	（ A ）に、「（ B ）」を置く（子ども・子育て支援法72条）。 「（ B ）」は、「子ども・子育て支援法」または他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、「子ども・子育て支援法」の施行に関する重要事項を調査審議する（同法73条1項）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	2019（令和元）年10月1日より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する（ A ）～5歳児、住民税非課税世帯の0～（ B ）歳児の利用者負担が、一定の条件のもと、無料となった（子育てのための（ C ）：p12の表の③）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

13	<p>新しい「少子化社会対策大綱」では、「重点課題」として、①子育て支援施策を一層充実させる、②（ A ）での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する、③（ B ）へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する、④男女の（ C ）改革を進める、⑤（ D ）に即した取組を強化する、ことがあげられている。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
14	<p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、（ A ）を図るため、2013（平成25）年6月に、「（ B ）」が制定され、2014（平成26）年1月に施行された。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
15	<p>2013（平成25）年4月に、政府は「（ A ）加速化プラン」を公表し、（ A ）に意欲的に取り組む地方自治体に対してはその取り組みを全面的に支援し、2017（平成29）年度末までの（ A ）をめざすこととした。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
16	<p>2015（平成27）年1月に、厚生労働省は「（ A ）プラン」を公表し、「（ B ）加速化プラン」の確実な実施のため、（ C ）において国全体で必要となる保育士数を明らかにしたうえで、数値目標と期限を明示し、（ D ）や再就職支援等を強力に進めることとした。</p> <p>「（ A ）プラン」では、（ E ）の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策のほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、さらなる推進を図ることとしており、省をあげて保育士の確保に向けて全力で取り組むこととしている。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
17	<p>2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、経済成長の隘路（物事を進める妨げとなる困難な問題）である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率（ A ）」の実現に向け、若者の（ B ）安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、（ C ）の推進、希望する（ D ）を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、2016（平成28）年度から2025（令和7）年度の10年間のロードマップを示している。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>